

平成 30 年度第 1 回 岡山県医療対策協議会【議事要旨】

1 日 時：平成 30 年 5 月 31 日（木）15:40～16:30

2 場 所：メルパルク岡山 3 階 「錦」

3 出席者：別紙のとおり

4 議題

- (1) 第 8 次岡山県保健医療計画に基づく地域枠卒業医師の配置方針の検討について
- (2) 医療法及び医師法の改正に伴う「地域医療対策協議会」の実効性確保について

5 議事要旨

- (1) **第 8 次岡山県保健医療計画に基づく地域枠卒業医師の配置方針の検討について**
事務局から、次のとおり説明があり、事務局案を一部修正することで承認された。
なお、修正案の内容については、事務局へ一任された。

- ・「地域枠卒業医師を配置する保健医療圏」について、県北に加え、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置したい。
- ・上記を踏まえた上で、平成 31 年 4 月から勤務を開始する地域枠卒業医師の勤務病院選定方法について、事務局案のとおりとしたい。
- ・「県内の医師の診療科偏在の是正」について、地域枠卒業医師に貢献していただくこととし、まずは他科の医師では対応困難で医師確保の緊急性が高いと考えられる産婦人科を対象としたい。
- ・上記を踏まえた上で、事務局案のとおり対応していきたい。

事務局案の修正内容

修正前) 1. (1) 県北に加え、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置する。

修正後) 1. (1) 県北の保健医療圏の充足状況を勘案した上で、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置する。

〈委員の主な意見〉

- ・事務局案 1. (1)に「県北に加え、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置する」との文言がある。県南にも市町村単位で見れば医師不足で厳しいところがあり、そこへの配置を否定するつもりはないが、「県北への配置の充足状況を見つつ、県南へも可能な範囲で配置する」程度のものでほしい。

〈委員の質問に対する事務局の回答〉

- ・診療科偏在を是正するため、産婦人科については、卒後 4 年目で地域勤務をするというルールを解除し、まずは専門医の資格を取得していただく。産科医は研修が 3 年間必要であり、最初の 2 年は義務年限に含まれるが、3 年目については、おそらく義務の中断という形になる。
- ・専門医の資格取得と地域枠制度との整合性については、まずはプライマリケアを担っていただいた上で、本人の希望により専門医の資格を取得できるように考えている。専門研修のうち 2 年間は義務年限の中で、さらに義務の中断という形で

2年間を足して最長で4年間を専門医の資格を取るために使うことができる仕組みとしている。

(2) 医療法及び医師法の改正に伴う「地域医療対策協議会」の実効性確保について

事務局から次のとおり説明があり、事務局案で進めていくことが承認された。

- ・現在国会で改正法案が審議されているが、改正内容のうち「地域医療対策協議会の機能強化」については、公布日と同日施行であり、今年度中の対応が求められることから、「地域医療支援センター運営委員会」及び「へき地医療支援会議」を「医療対策協議会」に統合する方向で進めたい。
- ・今後開催される「地域医療支援センター運営委員会」及び「へき地医療支援会議」においても、同様にお諮りしたい。

〈委員の質問に対する事務局の回答〉

- ・市長会、町村会等団体からの推薦委員については、会議体の統合の際には、改めて委員推薦のお願いをすることとなる。

以 上